

「構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金」又は「構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金」を受ける場合は、以下の補助要件、申請方法等をご確認ください。

## 補助要件

補助を受ける建築物について、下記のとおり実績等を公表してください。

- (1)国産木材を活用していることについて、建築物内の利用者等の目に触れる場所にプレート等を設置し PR するとともに、建築物の竣工後、国産木材を活用していることについて、印刷物やホームページ等により広く公表すること
- (2)都の求めに応じて、工事中や竣工後に見学会を実施するなど、構造木質化について可能な限り普及啓発を行うこと
- (3)都の求めに応じて、構造木質化の普及に資する設計等に関する技術資料を、財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で提供すること
- (4)都の求めに応じて、建設工事費、維持管理計画書、修繕費、維持管理費等に関する資料を提供すること
- (5)都が行う事例収集及び広報活動に協力するとともに、クレジット記載不要の建築写真（外観、内観）を5枚以上提供すること



## 申請方法

- 申請受付期間内に、申請窓口（表紙参照）に申請してください。
- 申請書等の様式、募集要領などは下記ホームページからダウンロードできます。
- 申請に必要な書類をご準備いただき、申請窓口へ来庁又は郵送にて提出してください。  
窓口への来庁を希望される方は、申請窓口にお電話いただき、来庁日時を予約してください。

## 交付申請受付期間

令和5年 6月1日 木 から 令和6年 1月19日 金

※交付申請から大臣認定取得までの期間、交付申請から工事完了までの期間が、年度をまたぐ場合は、交付申請と合わせて一括設計審査（全体設計）申請が必要です。

## 補助金に関するホームページ URL

申請書等の様式、募集要領及び提出書類一覧等を掲載しています。  
【東京都都市整備局 HP】

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/teitanso/mokushitsuka-suishin.html>



建築物の構造木質化を支援します！

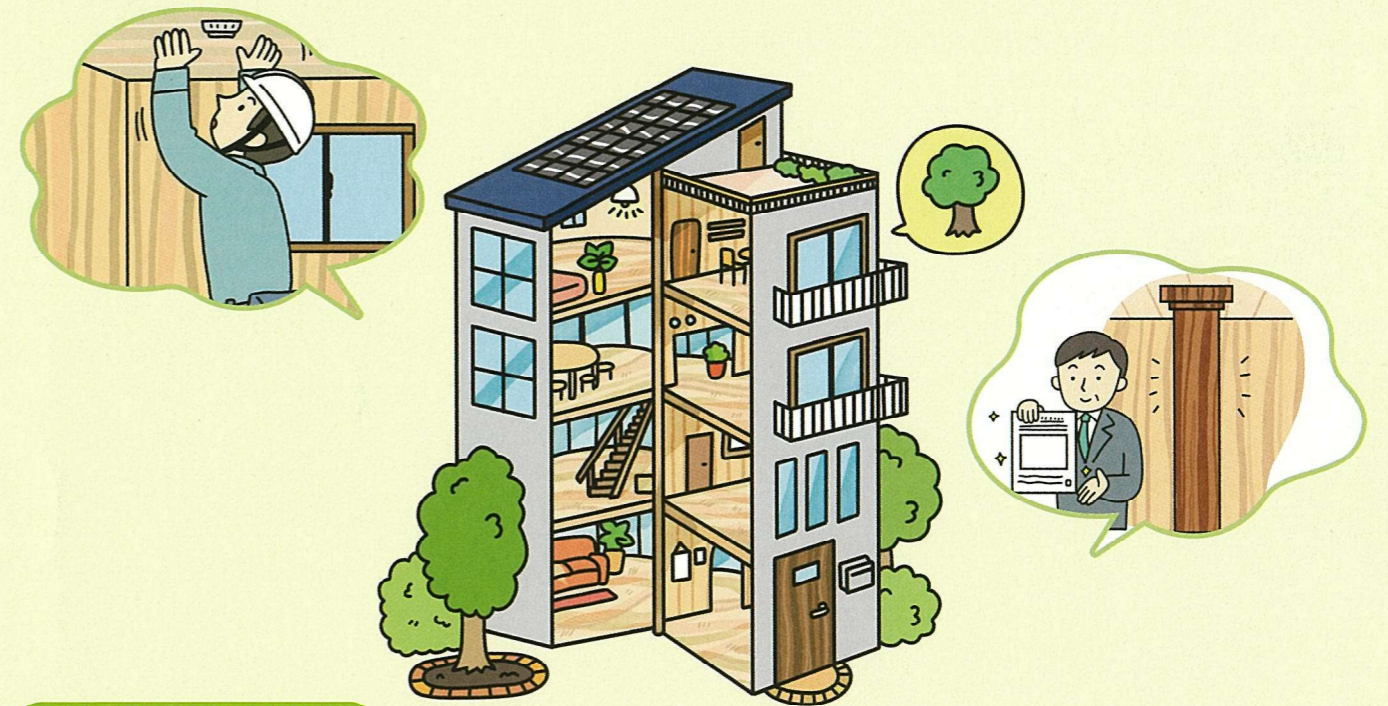
# 構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金

# 構造木質化の推進に係る スプリンクラー設備等設置補助金

## のご案内

次のような方におすすめです。

- ☑木造建築物を建てるため、柱や梁などについて建築基準法の大規模認定取得を検討している方
- ☑建築物の内装により多くの木を使うため、スプリンクラー設備の設置を検討している方



## 交付申請受付期間

令和5年 6月1日 木 から 令和6年 1月19日 金

## 申込に関するお問合せ及び申請窓口

☎03-5320-5031 【受付時間】午前9時～午後5時まで  
※土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く

〒165-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 3階南側  
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築物省エネ担当

# 構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金

都内で、国産木材にて構造木質化された建築物を建築するために、建築基準法に基づく防耐火構造の大臣認定を取得する建築主に対し、東京都が大臣認定取得費用の一部を補助します。

## 補助対象者

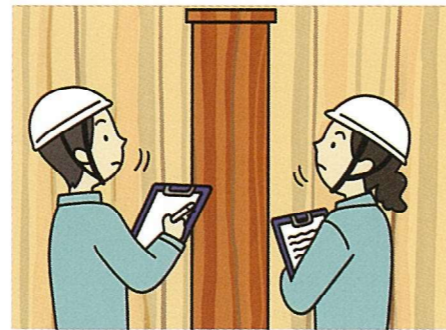
建築基準法に基づく防耐火構造の大臣認定取得費用を負担する建築主



## 補助対象認定

補助を受けることができるのは、以下のすべてに該当する認定です。

- 01 都内に建築する延べ面積 1,000 ㎡以上の建築物に適用する認定
- 02 国産木材にて構造木質化を図るために取得した防耐火構造に係る認定



## 補助対象経費と補助額

補助対象認定の性能評価にかかる以下の手数料について、2分の1を補助します。

- 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項第 4 号に基づく別表第 2 に掲げる手数料等

※試験体の作成費用は補助対象とはなりません。

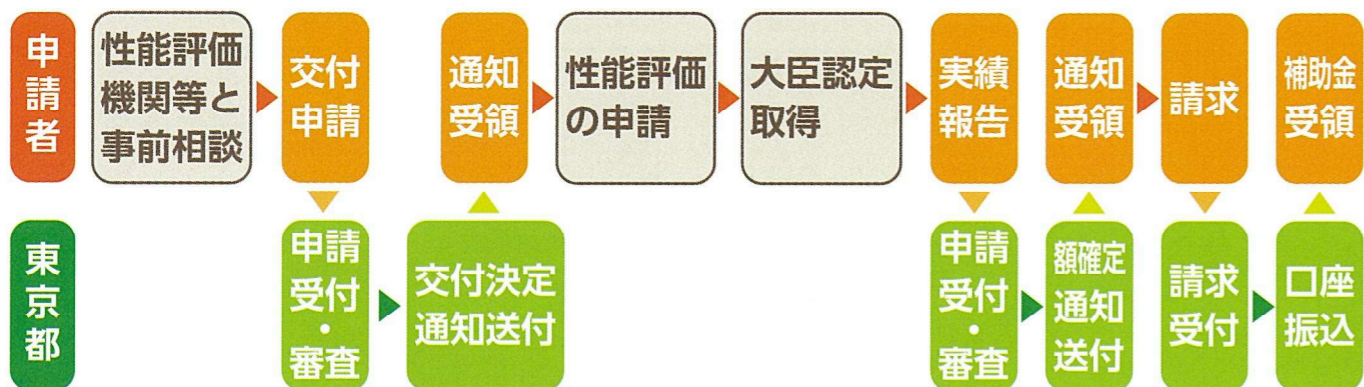
### 手数料の例

柱 (1 時間耐火)	…134 万円
梁 (2 時間耐火)	…151 万円
耐力壁 (1 時間耐火)	…143 万円

## 補助金申請から受領までの主な流れ

性能評価の申請前に、交付決定通知を受領する必要があります。

なお、大臣認定の取得ができなかった場合は、補助金を受け取ることはできません。



# 構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金

都内で、国産木材にて構造木質化された建築物を建築するために、スプリンクラー設備等を設置し、内装制限の規定を適用しない建築物を計画する建築主に対し、東京都がスプリンクラー設備等※の設置費用の一部を補助します。 ※スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの

## 補助対象者

内装制限を受ける建築物又は室に、建築基準法施行令第 128 条の 5 第 7 項の規定に基づき、スプリンクラー設備等を設置することにより、内装制限の規定を適用しない建築物を計画する建築主

内装制限とは…

- 火災の延焼防止と避難上の安全確保を目的とする、建築基準法における天井・壁の仕上げ材料の制限。
- 排煙設備及びスプリンクラー設備等を設置し、避難上支障がない部分として計画した場合は、内装制限の規定を適用しないことができます。

## 補助対象認定

補助を受けることができるのは、以下のすべてに該当する建築物です。

- 01 延べ面積が 1,000 ㎡以上のもの
- 02 国産木材を使用して構造木質化を図るもの
- 03 スプリンクラー設備等を設置することにより、構造木質化等が可能となる床面積が合計 1,000 ㎡以上のもの

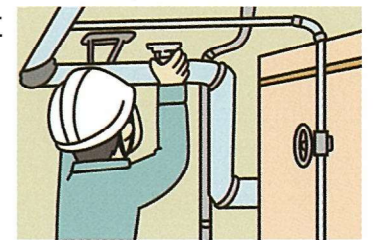


## 補助対象事業費と補助額

補助対象建築物における、スプリンクラー設備等の費用及びそれらの設置に要する工事費について、2分の1を補助します。(上限額：2,625 万円)

※建築基準法を除く他の法令等によりスプリンクラー設備等の設置が義務付けられている建築物又はその部分の設備費用や設置工事費は補助対象とはなりません。

※排煙設備は補助対象とはなりません。



## 補助金申請から受領までの主な流れ

補助対象となる工事の契約前に、交付決定通知を受領する必要があります。

